

米国の特許権存続期間に関する留意事項

2014年08月18日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

米国特許の特許権存続期間は、原則として、出願から20年です(35 U.S.C. 154(a)(2))。なお、特許権存続期間の起算日は、外国の優先日や米国の仮出願の出願日ではありません。

1995年4月25日の法改正により、経過措置として、1995年6月8日時点で有効な特許権、または1995年6月7日までに提出された特許出願においては、出願から20年間あるいは特許発行から17年間のうち、長い方が特許権存続期間となります(35 U.S.C. 154(c)(1)、MPEP 2701)。なお、先の米国特許出願の利益を享受する出願(継続出願や分割出願)においては、特許権存続期間の起算日は先の出願日となります(35 U.S.C. 154(a)(2))。

特許権存続期間が出願から20年間となったので、出願審査に3年以上の年月を要した場合、特許権存続期間が上記法改正前の特許発行から17年間よりも短くなってしまうことがあります。そこで、出願人に起因しない理由により特許発行が遅れた場合、特許権存続期間を延長することによって公平が保たれるように配慮されました。

このような状況下で、特許権存続期間に関し、RCEの手続において「"Notice of Allowance"の発行日から特許証の発行日までの間に要した期間」がRCEの審査に要した期間に含まれるか否かについての判例を交えて説明します。また、PCTに基づく国際出願の場合にUSPTOによる手続遅延に起因するPTAの起算日を明確化する法改正についても説明します。更に、ターミナル・ディスクレームがファイルされた場合であって、FDAによる薬事規制の審査を受けた場合の特許権存続期間の満了日についても判例を交えて説明します。

【全9頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.